

注意事項		公印使用承認 	施行日等 令和 5年 4月20日
起案日	令和 5年 4月19日		
供覽日			
文書番号	5監査第15号		
決裁種別	電子		
施行方法	郵送・手渡し・公報	施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>

備考	起案者氏名 赤井 慎一 課（地方機関） 事務局（監） グループ（課） 監査第一課
----	------------------------------------------------

題名 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について	文書種別 通知
--------------------------------------	------------

課長	担当課長	課長補佐	主査	主査				
北村 健一	松村 健一	小松 直基	朝日 陽一	坂口 美穂				
保存期間	3年	標準ファイル名	住民監査請求					

問い合わせ文

令和5年2月22日付けで提出があった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（政務活動費に係る調査研究費の返還について）については、令和5年4月19日に請求を認容し、勧告することとされました。

つきましては、監査結果を案の1により請求人宛て、案の2により愛知県議会事務局長宛て通知するとともに、案の3により愛知県公報に登載することにより公表してよろしいか。

5 監査 第 1 5 号
令和 5 年 4 月 20 日

請求人

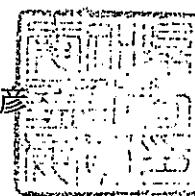
様

愛知県監査委員 前田



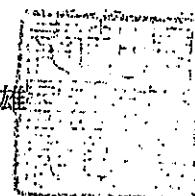
同

川上 明彦



同

山内 和雄



地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和 5 年 2 月 22 日 付 け で 提 出 の あ り ま し た 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号)
第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 (以 下 「本 件 住 民 監 査 請 求」とい
う。) に 係 る 監 査 の 結 果 は、 別 紙 の とおり で す。

5監査第15号
令和5年4月20日

愛知県議会事務局長 殿

愛知県監査委員 前田 貢

同 川上 明彦

同 山内 和雄

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和5年2月22日付で提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号)
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」とい
う。)に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

担当 監査委員事務局監査第一課
企画・特別監査グループ(赤井)
内線 3549

(案の 1)

5 監査 第 1 5 号
令和 5 年 4 月 日

請求人

様

愛知県監査委員 前田 貢

同

川上 明彦

同

山内 和雄

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和 5 年 2 月 22 日付けで提出のありました地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年2月22日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県議会事務局長

2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県議會議員（以下「議員」という。）渡辺昇（以下「渡辺議員」という。）に対し、令和3（2021）年11月12日（以下「当該日」という。）の県外活動に係る旅費として使用した政務活動費の返還を請求すること。

3 請求する措置

不当に使用された政務活動費の返還を求める。

4 上記の行為が違法・不当である理由

県外活動報告書に福岡空港の視察をしたとあり、その内容は、福岡空港におけるピアガーデンの開催や滑走路の増設を県営名古屋空港でも行うよう要望することが目的とあるものの、調査に訪れた事実はない。福岡空港に問い合わせて調べていただいた結果、「当該日に渡辺議員が視察に訪れた記録はない」との回答を得た。

第2 監査委員の除斥

監査委員の川嶋太郎及び青山省三は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

令和3（2021）年度に渡辺議員に交付した政務活動費のうち、当該日の県外活動に係る調査研究費相当額の返還請求権の不行使

2 監査対象機関

愛知県議会事務局

3 関係人調査

渡辺議員及び福岡空港を管理する福岡国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）に対して、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施し

た。

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費に係る制度及びその運用について

ア 関係条例等について

政務活動費は、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号。以下「政務活動費条例」という。）第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、愛知県政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）が定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、政務活動費条例第12条及び第13条に基づき、愛知県議会議長（以下「議長」という。）が定めたものである。

また、愛知県議会基本条例（平成25年愛知県条例第57号。以下「議会基本条例」という。）は、第6条において「会派及び議員は、別に条例で定めるところにより交付された政務活動費を、適正かつ有効に活用するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない」と定めており、政務活動費の使途を明らかにしなければならないことを議員の重要な責務として明記している。

イ 交付等の手続について

(ア) 知事による交付

知事は、毎年、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をし、交付の決定をされた会派及び議員は、毎月5日までに当月分を知事に請求する。請求を受けた知事は速やかに交付する。その額は、議員一人当たり月額50万円であり、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額に一律に区分することとされている。

(イ) 議長への収支報告書等の提出

会派の代表者及び議員は、前年度における政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出する。

(ウ) 議会事務局による点検

議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて、議会事務局は点検を行う。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マ

ニュアルに定める「充当が不適当な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

(イ) 議長から知事への収支報告書の送付

議長は、会派代表者及び議員から提出のあった収支報告書の写しを知事に送付する。

(オ) 返還

政務活動費条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額（以下「残余額」という。）の返還を命じることができる旨が規定されている。

ウ マニュアルの定めについて

マニュアルは、政務活動費の使途のうち、「調査研究費」につき、経費の内容は、「会派（所属議員を含む。以下同じ。）及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査研究委託に要する委託費、交通費、宿泊費等の経費」と定めている。

また、留意点として、「県外において政務活動を実施した場合は政務活動費県外活動報告書を作成し、その目的、内容、成果等を明らかにする。」こと、また、「政務活動内容が説明できる書類としては、会議等開催通知、案内状、報告書等が該当し、これらを整理保管しておく必要がある。」ことを定めている。

さらに、「収支報告書を議長に提出する際には、「政務活動費条例第9条に定める「領収書等の写し」として、政務活動費県外活動報告書（以下「県外活動報告書」という。）の写しを収支報告書に添付する。」ことを定めている。

エ 県外における政務活動の実施状況について

収支報告書の添付書類として渡辺議員から議長に提出された県外活動報告書によれば、当該日に福岡空港を訪れ視察した目的、内容、成果等として、「福岡空港は 2025 年に滑走路が増設される。県営名古屋空港にも滑走路の増設を提案するため福岡空港を実際に視察」及び「福岡空港では過去にビアガーデンを開設しており、県営名古屋空港にも来訪者に楽しんでいただくためのビアガーデンの開設を提案するため福岡空港を視察」との旨が記載されていた。

また、収支報告書に添付された領収書の写しによれば、この視察に要した新幹線代及び地下鉄代に係る交通費 50,540 円に対し、調査研究費として政務活動費の充当（以下「本件充当」という。）を行っていた。

ここで、議会事務局による点検の状況を確認したところ、各会派及び議

員の政治活動の自由に影響を及ぼすことのないよう、議会事務局では、議長に提出された収支報告書並びに同報告書に添付された領収書及び県外活動報告書の写しについて、外形的な確認を行っているものの、当該日に渡辺議員が福岡空港で実際に県外活動を行ったか否かについては把握していないとのことであった。

さらに、視察する際には視察先の関係者との面談等が必要とされているかなど、調査研究費として政務活動費を充当するための視察の方法に関する基準の有無について確認したところ、基準の定めはないとのことであった。

(2) 関係人調査の実施及びその結果

前記(1)において認定した事実を踏まえ、渡辺議員及び空港会社に対し本件県外活動に関する状況を確認する必要があると認めたことから、前記第3の3の関係人調査を実施することとした。その具体的な経過は次のとおりである。

ア 空港会社に対し、書面により、渡辺議員が当該日に福岡空港を訪れたことを把握しているか等について関係人調査を実施したところ、令和5年3月30日、渡辺議員が当該日に福岡空港に訪れたか否かは把握していないとの趣旨の回答を得た。

イ 渡辺議員に対し、当該日に福岡空港を視察したことに関する県外活動報告書以外の記録の有無、当該日における福岡空港の視察の状況等について回答を求めたが、再三の要請を行ったにもかかわらず、次のとおり何ら回答は得られなかった。

(ア) 本件住民監査請求の内容からは、渡辺議員に対する関係人調査が必要となることが想定されたため、令和5年3月6日、調査を円滑に実施できるよう、愛知県監査委員事務局職員（以下「事務局職員」という。）が事前に渡辺議員に面談して調査への協力を打診した。これに対し、渡辺議員からは、調査を拒否する旨の回答があった。

(イ) その後、調査を実施することが正式に決定されたことを受け、令和5年3月13日、改めて調査に対する協力を依頼するため、事務局職員が渡辺議員と面談したが、同様の対応であった。

そこで、監査委員は、書面による調査を実施することとし、令和5年3月20日付けで調査の依頼に係る書面を書留郵便にて渡辺議員宛て郵送したところ、同月22日に当該書面は受領されたものの、回答期限の同月31日までに回答はなかった。

(ウ) このため、監査委員は、空港会社からの回答も踏まえ、渡辺議員に再度調査を実施することとし、かつ、再度の調査に当たっては、議会基本

条例第6条において、議員の重要な責務として、政務活動費の使途を明らかにする必要があることをも付記して、令和5年4月7日を回答期限として調査への回答を依頼する書面を同月3日付けで書留郵便にて渡辺議員宛て郵送したが、受領されない状態が続いた。

(I) そこで、改めて令和5年4月11日付けで書面を郵送し、調査への回答を同月14日までに行うことを求めた。なお、当該書面は、渡辺議員が確実に了知し得るように内容証明郵便及び特定記録郵便にて郵送した。その結果、特定記録郵便は同月12日に到達したことが認められるものの、同月19日に至るまでこれに対する回答はなく、また、内容証明郵便にて郵送した書面は配達時に受領されず、郵便局における保管期間の7日間、当該書面が受領されることとはなかった。

2 判断

- (1) 政務活動費は、議員が自らの判断において県民のために自由闊達な充実した議員活動を行うことを目的として交付されるものであり、行政の執行機関と議会との関係において中立的な立場にある監査委員が、その使途の是非について言及することはしない。しかし、本件住民監査請求は、福岡空港の視察の是非が問われているのではなく、福岡空港の視察の有無自体が問われているものであり、これは、監査委員として判断すべき対象となる。
- (2) そこで、上記認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ、以下のとおり判断する。

請求人は、当該日に渡辺議員が福岡空港を視察した事実はないことから、その旅費に対して調査研究費として政務活動費を充当することは認められないことを主張しているものと解される。

この点、渡辺議員が議長に提出した領収書の写しによれば、当該日に福岡市営地下鉄福岡空港駅で地下鉄の切符を購入していることが示されており、また、県外活動報告書によれば、福岡空港における当該日の活動内容が記載されており、渡辺議員が福岡空港を視察した証拠資料としては、通常であれば十分な内容である。

しかし、空港会社に關係人調査を行った結果では、福岡空港を渡辺議員が視察した事実を記録からは確認できなかった。この点、空港会社が記録を残していないかった可能性も否定できず、また、渡辺議員が当該視察に当たって空港会社の社員と面談することが必ずしも不可欠なものともいえない。このため、監査委員は、渡辺議員に対し、福岡空港の視察について前記1(2)のとおり調査確認を行ったが、渡辺議員からは何ら回答がされなかつた。このため、渡辺議員から議長に提出された証拠資料及び県外活動報告書だけでは、当該日に福岡空港を視察したか否かを確認することができなかつた。

渡辺議員は、福岡空港視察の旅費を調査研究費として政務活動費から充当していた以上、前記1(1)アの議会基本条例第6条に基づき政務活動費の使途の透明性を確保し説明責任を果たさなければならない。言うまでもなく政務活動費の原資は税金であり、議員の職責には県民の負託に応えるべき高度な責任が伴うものであることからすれば、その充当に関して議員に課された説明責任は極めて重いものであって、これを果たさないことは同条に違反するのみならず、議員としての基本的責務を怠っていると言わざるを得ない。

これらのことからすれば、空港会社が福岡空港を渡辺議員が視察した事実は記録からは確認できなかったとの回答をしており、かつ、渡辺議員が福岡空港の視察に関する事情を明らかにすることを拒否している以上、渡辺議員から議長に提出された証拠資料及び県外活動報告書からだけでは、渡辺議員が福岡空港を視察したと認めることができない。したがって、本件充当は不適切であると認めざるを得ない。

なお、監査委員は、議員が政務活動費の使途の透明性を確保することを怠り、調査を拒否することによって、議員が政務活動費の返還請求を免れることを是認することはできない。

したがって、渡辺議員の令和3(2021)年度の調査研究費に対する政務活動費50,540円の本件充当は不適切であり、知事は、本件充当相当額について、政務活動費として充当できない経費とし、当該金額を残余額として返還命令を発出し、渡辺議員に対して返還を請求すべきところ、これを怠っていると言わざるを得ない。

第5 結論（勧告）

以上述べたとおり、本件充当は不適切であると認められるので、次のとおり知事に対して勧告する。

- 1 渡辺議員に対し令和3(2021)年度に知事が交付した政務活動費のうち、当該日の県外活動に係る調査研究費として充当した額50,540円を残余額として返還を請求すること。
- 2 1の措置は、令和5年5月31日までに講ずること。

(案の2)

5監査第15号
令和5年4月 日

愛知県議会事務局長 殿

愛知県監査委員 前田 貢

同 川上 明彦

同 山内 和雄

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和5年2月22日付けで提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号)
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」とい
う。)に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

担当 監査委員事務局監査第一課
企画・特別監査グループ(赤井)
内線 3549

5 監査公表第 号

令和5年2月22日付けで請求人から提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果を、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年 月 日

愛知県監査委員	前田 貢
同	川上 明彦
同	山内 和雄

本件住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年2月22日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県議会事務局長

2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県議會議員（以下「議員」という。）渡辺昇（以下「渡辺議員」という。）に対し、令和3（2021）年11月12日（以下「当該日」という。）の県外活動に係る旅費として使用した政務活動費の返還を請求すること。

3 請求する措置

不当に使用された政務活動費の返還を求める。

4 上記の行為が違法・不当である理由

県外活動報告書に福岡空港の視察をしたとあり、その内容は、福岡空港におけるピアガーデンの開催や滑走路の増設を県営名古屋空港でも行うよう要望することが目的であるものの、調査に訪れた事実はない。福岡空港に問い合わせて調べていただいた結果、「当該日に渡辺議員が視察に訪れた記録はない」との回答を得た。

第2 監査委員の除斥

監査委員の川嶋太郎及び青山省三は、法第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

令和3（2021）年度に渡辺議員に交付した政務活動費のうち、当該日の県外

活動に係る調査研究費相当額の返還請求権の不行使

2 監査対象機関

愛知県議会事務局

3 関係人調査

渡辺議員及び福岡空港を管理する福岡国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）に対して、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費に係る制度及びその運用について

ア 関係条例等について

政務活動費は、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号。以下「政務活動費条例」という。）第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、愛知県政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）が定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、政務活動費条例第12条及び第13条に基づき、愛知県議會議長（以下「議長」という。）が定めたものである。

また、愛知県議会基本条例（平成25年愛知県条例第57号。以下「議会基本条例」という。）は、第6条において「会派及び議員は、別に条例で定めるところにより交付された政務活動費を、適正かつ有効に活用するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない」と定めており、政務活動費の使途を明らかにしなければならないことを議員の重要な責務として明記している。

イ 交付等の手続について

(ア) 知事による交付

知事は、毎年、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をし、交付の決定をされた会派及び議員は、毎月5日までに当月分を知事に請求する。請求を受けた知事は速やかに交付する。その額は、議員一人当たり月額50万円であり、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額に一律に区分することとされている。

(イ) 議長への収支報告書等の提出

会派の代表者及び議員は、前年度における政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出する。

(イ) 議会事務局による点検

議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて、議会事務局は点検を行う。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マニュアルに定める「充当が不適当な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

(ロ) 議長から知事への収支報告書の送付

議長は、会派代表者及び議員から提出のあった収支報告書の写しを知事に送付する。

(ハ) 返還

政務活動費条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額（以下「残余額」という。）の返還を命じることができる旨が規定されている。

ウ マニュアルの定めについて

マニュアルは、政務活動費の使途のうち、「調査研究費」につき、経費の内容は、「会派（所属議員を含む。以下同じ。）及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査研究委託に要する委託費、交通費、宿泊費等の経費」と定めている。

また、留意点として、「県外において政務活動を実施した場合は政務活動費県外活動報告書を作成し、その目的、内容、成果等を明らかにする。」こと、また、「政務活動内容が説明できる書類としては、会議等開催通知、案内状、報告書等が該当し、これらを整理保管しておく必要がある。」ことを定めている。

さらに、収支報告書を議長に提出する際には、「政務活動費条例第9条に定める「領収書等の写し」として、政務活動費県外活動報告書（以下「県外活動報告書」という。）の写しを収支報告書に添付する。」ことを定めている。

エ 県外における政務活動の実施状況について

収支報告書の添付書類として渡辺議員から議長に提出された県外活動報告書によれば、当該日に福岡空港を訪れ視察した目的、内容、成果等として、「福岡空港は 2025 年に滑走路が増設される。県営名古屋空港にも滑走路の増設を提案するため福岡空港を実際に視察」及び「福岡空港では過去にピアガーデンを開設しており、県営名古屋空港にも来訪者に楽しんでいただくためのピアガーデンの開設を提案するため福岡空港を視察」

との旨が記載されていた。

また、収支報告書に添付された領収書の写しによれば、この視察に要した新幹線代及び地下鉄代に係る交通費 50,540 円に対し、調査研究費として政務活動費の充当（以下「本件充当」という。）を行っていた。

ここで、議会事務局による点検の状況を確認したところ、各会派及び議員の政治活動の自由に影響を及ぼすことのないよう、議会事務局では、議長に提出された収支報告書並びに同報告書に添付された領収書及び県外活動報告書の写しについて、外形的な確認を行っているものの、当該日に渡辺議員が福岡空港で実際に県外活動を行ったか否かについては把握していないとのことであった。

さらに、視察する際には視察先の関係者との面談等が必要とされているかなど、調査研究費として政務活動費を充当するための視察の方法に関する基準の有無について確認したところ、基準の定めはないとのことであった。

(2) 関係人調査の実施及びその結果

前記(1)において認定した事実を踏まえ、渡辺議員及び空港会社に対し本件県外活動に関する状況を確認する必要があると認めたことから、前記第3の3の関係人調査を実施することとした。その具体的な経過は次のとおりである。

ア 空港会社に対し、書面により、渡辺議員が当該日に福岡空港を訪れたことを把握しているか等について関係人調査を実施したことと、令和5年3月30日、渡辺議員が当該日に福岡空港に訪れたか否かは把握していないとの趣旨の回答を得た。

イ 渡辺議員に対し、当該日に福岡空港を視察したことに関する県外活動報告書以外の記録の有無、当該日における福岡空港の視察の状況等について回答を求めたが、再三の要請を行ったにもかかわらず、次のとおり何ら回答は得られなかった。

(ア) 本件住民監査請求の内容からは、渡辺議員に対する関係人調査が必要となることが想定されたため、令和5年3月6日、調査を円滑に実施できるよう、愛知県監査委員事務局職員（以下「事務局職員」という。）が事前に渡辺議員に面談して調査への協力を打診した。これに対し、渡辺議員からは、調査を拒否する旨の回答があった。

(イ) その後、調査を実施することが正式に決定されたことを受け、令和5年3月13日、改めて調査に対する協力を依頼するため、事務局職員が渡辺議員と面談したが、同様の対応であった。

そこで、監査委員は、書面による調査を実施することとし、令和5年

3月20日付で調査の依頼に係る書面を書留郵便にて渡辺議員宛て郵送したところ、同月22日に当該書面は受領されたものの、回答期限の同月31日までに回答はなかった。

(ウ) このため、監査委員は、空港会社からの回答も踏まえ、渡辺議員に再度調査を実施することとし、かつ、再度の調査に当たっては、議会基本条例第6条において、議員の重要な責務として、政務活動費の使途を明らかにする必要があることをも付記して、令和5年4月7日を回答期限として調査への回答を依頼する書面を同月3日付で書留郵便にて渡辺議員宛て郵送したが、受領されない状態が続いた。

(イ) そこで、改めて令和5年4月11日付で書面を郵送し、調査への回答を同月14日までに行うことを求めた。なお、当該書面は、渡辺議員が確実に了知し得るように内容証明郵便及び特定記録郵便にて郵送した。その結果、特定記録郵便は同月12日に到達したことが認められるものの、同月19日に至るまでこれに対する回答はなく、また、内容証明郵便にて郵送した書面は配達時に受領されず、郵便局における保管期間の7日間、当該書面が受領されることはない。

2 判断

- (1) 政務活動費は、議員が自らの判断において県民のために自由闇達な充実した議員活動を行うことを目的として交付されるものであり、行政の執行機関と議会との関係において中立的な立場にある監査委員が、その使途の是非について言及することはしない。しかし、本件住民監査請求は、福岡空港の視察の是非が問われているのではなく、福岡空港の視察の有無自体が問われているものであり、これは、監査委員として判断すべき対象となる。
- (2) そこで、上記認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ、以下のとおり判断する。

請求人は、当該日に渡辺議員が福岡空港を視察した事実はないことから、その旅費に対して調査研究費として政務活動費を充当することは認められないことを主張しているものと解される。

この点、渡辺議員が議長に提出した領収書の写しによれば、当該日に福岡市営地下鉄福岡空港駅で地下鉄の切符を購入していることが示されており、また、県外活動報告書によれば、福岡空港における当該日の活動内容が記載されており、渡辺議員が福岡空港を視察した証拠資料としては、通常であれば十分な内容である。

しかし、空港会社に關係人調査を行った結果では、福岡空港を渡辺議員が視察した事実を記録からは確認できなかった。この点、空港会社が記録を残していないかった可能性も否定できず、また、渡辺議員が当該視察に当たって

空港会社の社員と面談することが必ずしも不可欠なものともいえない。このため、監査委員は、渡辺議員に対し、福岡空港の視察について前記1(2)のとおり調査確認を行ったが、渡辺議員からは何ら回答がされなかつた。このため、渡辺議員から議長に提出された証拠資料及び県外活動報告書だけでは、当該日に福岡空港を視察したか否かを確認することができなかつた。

渡辺議員は、福岡空港視察の旅費を調査研究費として政務活動費から充當していた以上、前記1(1)アの議会基本条例第6条に基づき政務活動費の使途の透明性を確保し説明責任を果たさなければならない。言うまでもなく政務活動費の原資は税金であり、議員の職責には県民の負託に応えるべき高度な責任が伴うものであることからすれば、その充當に関して議員に課された説明責任は極めて重いものであつて、これを果たさないことは同条に違反するのみならず、議員としての基本的責務を怠っていると言わざるを得ない。

これらのことからすれば、空港会社が福岡空港を渡辺議員が視察した事実は記録からは確認できなかつたとの回答をしており、かつ、渡辺議員が福岡空港の視察に関する事情を明らかにすることを拒否している以上、渡辺議員から議長に提出された証拠資料及び県外活動報告書からだけでは、渡辺議員が福岡空港を視察したと認めることができない。したがつて、本件充當は不適切であると認めざるを得ない。

なお、監査委員は、議員が政務活動費の使途の透明性を確保することを怠り、調査を拒否することによって、議員が政務活動費の返還請求を免れることを是認することはできない。

したがつて、渡辺議員の令和3(2021)年度の調査研究費に対する政務活動費50,540円の本件充當は不適切であり、知事は、本件充當相当額について、政務活動費として充当できない経費とし、当該金額を残余額として返還命令を発出し、渡辺議員に対して返還を請求すべきところ、これを怠つていふと言わざるを得ない。

第5 結論(勧告)

以上述べたとおり、本件充當は不適切であると認められるので、次のとおり知事に対して勧告する。

- 1 渡辺議員に対し令和3(2021)年度に知事が交付した政務活動費のうち、当該日の県外活動に係る調査研究費として充当した額50,540円を残余額として返還を請求すること。
- 2 1の措置は、令和5年5月31日までに講ずること。